

訪問歯科診療の依頼はかかりつけ歯科医・区歯科医師会に



在宅療養支援歯科診療所、在宅医療連携室、訪問診療協力歯科医院である歯科診療所は毎月変化することがありますので、お住まいの区の歯科医師会にお尋ねください。

* 在宅療養支援歯科診療所とは下記6項目の揃った歯科診療所が届け出て登録されています。

1. 訪問歯科診療の実績がある
2. 高齢者の口腔機能管理に係る研修を受講している
3. 常勤または非常勤の歯科衛生士が勤務している
4. 迅速に対応できる体制を持つ
5. 在宅療養を担う医科の保険医療機関と連携している
6. 後方支援医療機関(歯科診療所)と連携している

* 訪問診療協力歯科医院

訪問歯科診療の依頼に対応できる歯科医師会会員の歯科診療所。各区歯科医師会で把握しています。

訪問歯科診療とは

歯科医院に通院したくてもできない方のために、歯科医師や歯科衛生士がご自宅や施設等に伺い、歯科治療や口腔ケアを行うのが訪問歯科診療です。

訪問歯科診療ができる事は、基本的には通院して歯科医院で受ける入れ歯の調整や修理、作製のほか、むし歯や歯周病の治療、口腔ケア、抜歯等の一般的な保険診療とほぼ同じ治療を受けることができます。

訪問歯科診療にかかる費用について、治療には健康保険と介護保険が適用されますので、定められた分の自己負担金がかかります。